

浅原－上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業

事業者選定基準

令和6年3月

倉敷市水道局

事業者選定基準 目次

(選定基準の位置づけ)

第1章 事業者選定基準の位置づけ	1
------------------------	---

(事業者の選定)

第2章 事業者選定の概要	1
2-1. 事業者選定の方式	1
2-2. 事業者選定審査の方法	1
2-3. 事業者選定審査の体制	1
2-4. 優先交渉権者決定の手順	1
第3章 応募資格の審査	3
3-1. 応募資格の審査	3
3-2. 応募資格審査結果の通知	3
第4章 提案内容の審査	4
4-1. 提案書類の確認	4
4-2. 提案内容の審査	4
4-3. 最優秀提案者の選定など	8

第1章 事業者選定基準の位置づけ

この事業者選定基準は、倉敷市水道局（以下、「本局」という。）が、浅原一上東幹線外配水管設計施工一括方式更新事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、本事業を担う民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定するに当たって、その選定の方法や基準などを示すものである。

第2章 事業者選定の概要

2-1. 事業者選定の方式

本事業を担う事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウの提供を求める。また、事業者の選定に当たっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案を求めることとし、その内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2-2. 事業者選定審査の方法

事業者の選定については、応募資格及び提案内容の審査により行う。

ここで、応募資格審査では応募者の参加資格について審査し、提案内容審査では提案価格や要求水準との適合性の確認（基礎審査）、業務遂行体制面や設計・施工に関する提案、価格に関する評価など（詳細審査）の審査を行う。

2-3. 事業者選定審査の体制

応募資格及び提案内容の審査に当たっては、本局が基礎審査を行った上で、本局が設置した「倉敷市水道局管路 DB 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の詳細審査を経て、最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

2-4. 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定の手順については、前節までに述べたとおりであるが、そのフロー図を次ページに示す。

ここで、本事業に対する応募者が1者のみであった場合については、「第3. 応募資格の審査」及び「第4. 提案内容の審査」に示す方法などに基づいて審査を行い、「4-3. 最優秀提案者の選定など」に示す最低合格点以上であれば、最優秀提案者として選定する。

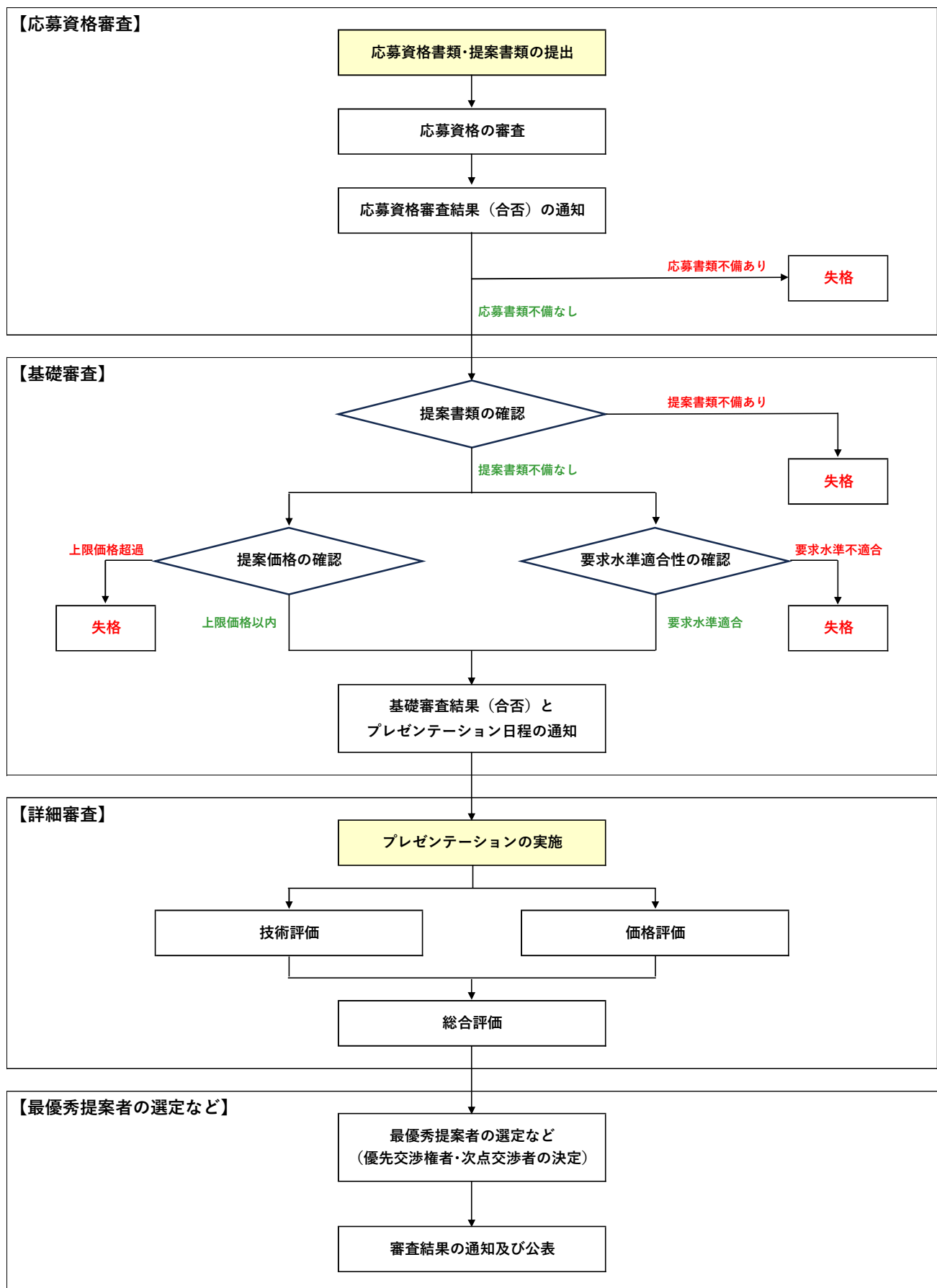


図 2-1 優先交渉権者決定のフロー

第3章 応募資格の審査

3-1. 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

本局は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

本局は、応募者が募集要項に記載した事業者の応募資格を満たしていることを審査する。その際、本局が必要と判断した場合には、当該参加表明書等の補正もしくは再提出又は追加資料の提出を求めることがある。審査内容は、下表のとおりとする。

表3-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

3-2. 応募資格審査結果の通知

本局は、応募資格審査の結果（合否）を応募者の代表企業に通知する。

第4章 提案内容の審査

4-1. 提案書類の確認

本局は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ここで、軽微な書類不備等があった場合、訂正による追加提出を認めるが、それを提案内容の審査に反映する可能性があることに留意すること。

4-2. 提案内容の審査

提案内容の審査については、基礎審査（提案価格や要求水準との適合性）、詳細審査（プレゼンテーション、技術及び価格評価）によって行う。

1) 基礎審査（提案価格と要求水準適合性）

（1）提案価格の確認

本局は、応募者が提出した価格が、提案上限価格以内であることを確認する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。

（2）要求水準適合性の確認

本局は、応募者の提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

（3）基礎審査結果の通知

本局は、基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に応募者に伝える。

2) 詳細審査（プレゼンテーション、技術評価及び価格評価）

（1）プレゼンテーションの実施

基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

ア. 実施時期 令和6年10月下旬

イ. 実施場所 倉敷市西中新田 640 番地 倉敷市水道局 3 階大会議室

ウ. 出席者 出席者（説明者）は応募者1者当たり5名までとする。
統括責任者への配置予定者は必ず出席すること。

エ. 実施時間 1者40分以内。

プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内とする。

なお、プレゼンテーション時間を超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

オ. 実施方法 プレゼンテーションは、審査委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

カ．使用機器 パソコン、プロジェクターなどを用いる場合、応募者がこれらを用意すること。

キ．そ の 他 非公開で実施する。

説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

（２）詳細審査の内容

詳細審査では、技術評価と価格評価を行う。

技術評価では、応募者が提出した提案内容をプレゼンテーションで確認し、評価項目及び配点に基づいて得点化（以下、「技術評価点」という。）を行う。また、価格評価では、提案上限価格と応募者が提出した価格との比率から得点化（以下、「価格評価点」という。）を行う。

① 評価項目と配点

技術評価と価格評価の項目と配点は、次ページの表に示すとおりとする。

表 4 - 1 評価項目及び配点

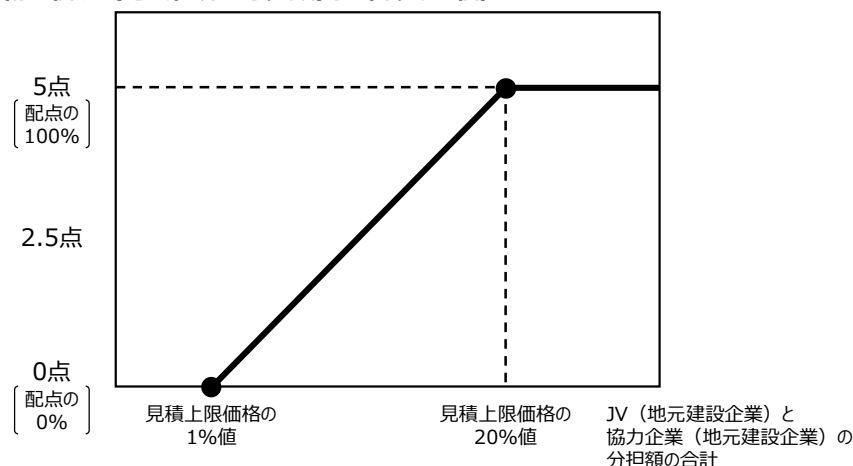
審査項目			評価内容	配点	関連する 提案書 様式番号
1. 技術評価点				80	
1. 1 事業計画に関する提案	(1) 事業実施体制	①実施体制 応募者の各構成企業の役割分担、実施体制及び発注者との連絡体制(通常時の連絡窓口、緊急時含む)等について、具体的な提案がある。	5	IV-2	
		②DB実績 DB方式による管路の施工実績がある企業で、その経験がある技術者が配置されている。 ※施工実績とは、本工事の同種工事として導水や送配水管路の工事実績	5	I-5-1 I-5-2 I-6-1 I-6-2	
		③地元建設企業 倉敷市水道局と「災害時における水道応急措置への協力に関する協定書」を締結している団体に加入しているものを協力企業等を含め、災害時に活動できる地元建設企業の育成に配慮した体制となっている。	10	I-7 I-7-1 IV-2	
1. 2 設計・施工・工程等に関する提案	(1) 調査・設計計画	調査計画、設計計画、照査計画、関係機関との協議・調整について、対象路線全体及び個別路線の状況を考慮した具体的で実現可能な提案がある。 ※実現可能性は、実績や特許、論文発表など客観的な根拠を示すこと。	10	IV-3	
	(2) 施工計画	地域特性、制約事項、周辺環境、脱炭素社会に配慮した施工計画、工事の安全計画、品質確保対策、取組や技術的工夫について、対象路線全体及び個別路線の状況を考慮した有効かつ実現可能な提案がある。 ※実現可能性は、実績や特許、論文発表など客観的な根拠を示すこと。	10	IV-4	
	(3) 工程管理計画	本工事における工程計画、工程管理方法、工事管理方法、工期短縮、工期遅延リスクとその対応方法について、突発的な事象や市場の動向、地域特性を考慮した有効かつ実現可能な提案がある。 ※実現可能性は、実績や特許、論文発表など客観的な根拠を示すこと。	10	IV-5	
1. 3 地域貢献に関する提案	(1) 地域貢献	地元建設企業・地元資機材の活用など地域経済に対する経済効果について、具体的な提案がある。	10	Ⅲ-4 IV-6	
1. 4 その他に特筆すべき 創意工夫に関する提案	(1) 創意工夫	以下に示す視点での創意工夫や取組について、具体的かつ実現可能な提案がある。 ①本局職員の負担軽減のための取組 ②設計企業や地元建設企業の技術力向上や省力化のための取組 ③事業全体の円滑な進行や社会貢献・地域貢献につながるような取組 ④その他、本事業において有効かつ効果的となる取組 ※実現可能性は、実績や特許、論文発表など客観的な根拠を示すこと。	20	IV-7	
2. 価格評価点				20	
2. 1 費用の優位性	(1) 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	20	Ⅲ-3	
3. 総合評価点				100	

② 技術評価点（地域経済に対する効果に関する評価）

技術評価点の地域貢献に関する提案（地域経済に対する経済効果）の評価は、JV の地元建設企業及び協力企業（地元建設企業）の分担額の合計が、提案工事価格の 20%以上に相当する提案を 5 点（配点の 100%）、提案上限価格の 1%以下を 0 点（配点の 0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。

なお、この得点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

技術評価点（地域経済に対する効果に関する評価）

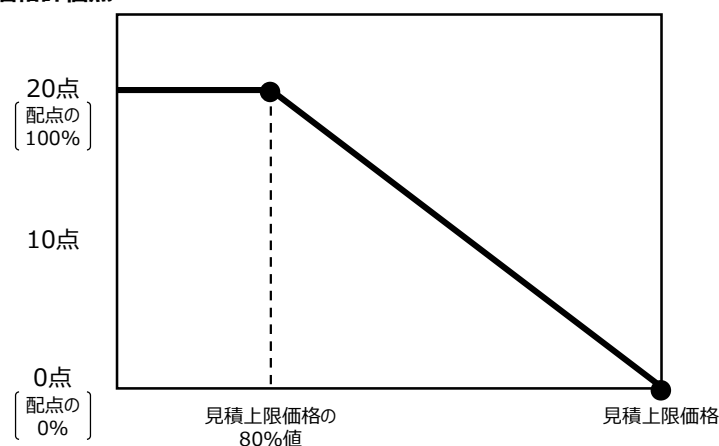


③ 価格評価点

価格提案の評価は、提案上限価格の 80%に相当する提案を 20 点（配点の 100%）、提案上限価格と同額の提案を 0 点（配点の 0%）として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。

なお、価格評価点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

価格評価点



④ 総合評価点

各応募者の技術評価点及び価格評価点を合計したものを総合評価点（100 点満点）とする。

4-3. 最優秀提案者の選定など

最優秀提案者を本事業の優先交渉権者とし、次点であった者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定するが、総合評価点が最低合格点（60点）を超えていなければならない。

また、複数の応募者の総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「1. 2 設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ番号により最優秀提案者を決定する。その際の順番は提出書類の受付順とする。

（1）優先交渉権者の決定

本局は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、次点であったものを次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。

（2）審査結果の通知及び公表

本局は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者（代表企業）に対して書面にて通知するとともに、本局ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、電話等による問合せには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の応募者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。